

VAWMW/1996/WP.1

1996年5月16日

英文資料

国連女性の地位向上部

女性移住労働者に対する暴力に関する専門家会議

フィリピンマニラ・1996年5月27日～31日

女性移住労働者に対する暴力 その問題の諸相

国連事務局政策調整及び持続可能開発局女性の地位向上部

(仮訳)

(財) 女性のためのアジア平和国民基金

目 次

1 はじめに	1
2 基本概念	2
A 女性に対する暴力	2
B 女性移住労働者	3
C 受け入れ国および送出国	4
3 女性の海外移住への参加	5
4 国際水準で問題を考える	12
A 国連総会政策勧告	12
B 対女性暴力に関する特別報告者の報告	14
C 北京宣言・行動綱領1995	15
D 女性移住労働者に対する暴力に関する事務総長報告	16
5 指標開発へのアプローチ	18
6 調整および各国の反応の報告	19
7 女性移住労働者に対する暴力への新たなアプローチ	21

1 はじめに

- 1 男女を問わず、海外への移住は経済的機会を求めて何世紀も前から行われている。また、世界経済がますますグローバル化しており、移住者数は今後さらに増加すると思われる。次に、女性だと云うことで、どの社会においても女性は暴力を受けて来ている。これは女性の人権侵害の問題だと捉える認識が国際的に広がり、それをなくすために国際規準を問い合わせ直す気運が生まれている。最後に、移住労働者が身分の問題から搾取の対象にされている。さまざまな搾取形態に耐えることは送出国にあっても、受け入れ国にあってもはや容認される状況ではない。
- 2 国際規準の変化を受けて、国連総会では女性移住労働者に対する暴力の問題を取り上げることになった。一連の事務総長報告に基づき、総会はその決議50/168の中で、事務総長が専門家グループの会議を開催するよう要請した。この会議は女性に対する暴力に関する人権委員会の特別報告者も参加し、また国連事務局女性の地位向上部の通常計画にも依っており、狙いがふたつある。まず、女性移住労働者に対する暴力の問題の取り扱いに向けて勧告を出して、国連諸機関の諸々の努力の調整を促進させること、さらには女性移住労働者の状況を把握するその基礎として、具体的な指標を開発することである。通常のチャネルを通じてこれを国連総会第50会期に提出するよう要請した。この決議を受けて1996年5月27日から31日までマニラで開催される専門家会議が正式に委任されることになった。
- 3 専門家会議の意図は、まず、国連総会が作成した政策勧告をさらに推進すること、その実施方法を提案すること、さらにこの後総会勧告の望まれる領域を確認することにある。本書に求められるのは、国連総会で示された問題関心の基礎となっているさまざまの考え方をめぐって、その議論の枠組みを作ることである。専門家がこの会議でこのような問題に関して作成する特別文書類との関連で云えば、本書では送出国、受け入れ国における国内政策、国際的移住から見た国内女性労働者の状況、女性移住労働者の指標、国内保護立法、受け入れ国における女性移住労働者のための法的、その他エンパワーメントおよび人身売買に関する国内立法の評価を示すことになる。
- 4 女性移住労働者に対する暴力の問題に関連する議論は、情報が逸話に基づくもの、あるいは不完全なものである傾向が事実として見られるので、それが妨げになりうることを最初にお断りしておきたい。専門家グループの会合の成果のひとつは、この問題にどう対処するか、それに関する勧告となるはずである。

2 基本概念

5 専門家グループの会合で問題の論議を行う前に、いくつかの基本概念について理解する必要がある。何が女性に対する暴力となるのか、誰が女性移住労働者なのか、送出国、受け入れ国とはどこなのか、こういった点である。

A 女性に対する暴力

6 どのようなタイプの行為が女性に対する暴力と国際的に認められているかについては、国連総会で採択された決議48/104「女性に対する暴力撤廃宣言」に述べられている通りである。この宣言の中で、“女性に対する暴力”という用語は、身体的、性的あるいは心理的損害、あるいは苦痛を女性に負わせる結果となる、あるいはそのような結果になりがちな、性的偏見に基づくどのような行為をも意味する。このような行為の威嚇、自由の抑圧あるいは恣意的な剥奪も含まれ、それらが公的生活あるいは私的生活の場面で起こったかは問題ではない。暴力行為の多くは圧倒的に男性によって犯されているが、女性に対する暴力の定義には女性によって、とくに雇用主としての女性によって犯される暴力を排除しているわけではない。

7 宣言では上の定義に含まれる行為のタイプについて以下のように特記している。

「女性に対する暴力は下記を含むが、それに限定されるものではない、と解されなければならない」。

- (a) 家庭で起こる身体的、性的および心理的暴力。家庭における打撲、女児に対する性的虐待、持参金にからむ暴力、夫による強姦、女性器切除、その他伝統的に行われている女性に対する暴力、婚姻関係に依らない暴力、暴力とからんだ搾取を含む。
- (b) 一般社会の中で起こる身体的、性的、心理的暴力。強姦、性的虐待、職場・教育施設その他における性的嫌がらせや辱め、女性の人身売買および強制売春を含む。
- (c) 国家によって犯されるあるいは、是認される身体的、性的および心理的暴力。どこで起きたかは問わない。

8 この定義は当然、女性移住労働者に適用される。仕事の性格や仕事場の関係から、家事労働者は形態はさまざま、家庭で起こる暴力を受けやすい。一般社会で起こる暴力のタイプが、女性移住労働者にも起こりうるのは明らかである。最後に、国家の行動の結果として、あるいは国家が相応の配慮を怠ったために起こる暴力のタイプは、女性移住労働者にも適用できる。

9 対女性暴力に関する特別報告者は、その準備報告書の中で報告のあった虐待には身体的なものと、そうでないものが含まれる、と言及している。後者の虐待、すなわち身体に対する虐待ではない虐待が女性移住労働者に多く関連しているようだ。その一例として一般的なのは、女性移住労働者のパスポート、あるいは記録書類の取り上げである。この結果として女性移住労働者は、雇い主の家庭内に閉じこめられてしまう。とくに外国人に法的身分を示すものの常時携帯を義務づけている国ではこの傾向が強い。それだけでなく、雇い主の家から逃げて大使館に避難を求める女性は、保護を求める自分の権利を主張しようにも、市民たる証拠を持っていないことになる。同様に、労働法が明白に合法的な家事労働者をその対象から除外している場合には、ある種の虐待になる。さらに、女性移住労働者からは雇い主が給料を払わなかったり、実質的に約束額を払わなかっただけでなく、借金漬けにされたことが報告されている。

10 特別報告者はその報告の中で明らかにしている。「中東ウォッチ」が調査した60のケースのうち、3分の2は雇い主による身体的虐待である。蹴ったり、ぶったり、たたいたり、パンチをしたり、あるいは髪の毛をひっぱりすることも含まれている。3分の1は、直接、家事労働者の強姦、あるいは性暴力である。打たれるだけでなく、強姦や強姦未遂になったケースも少なくない。もっともひどいケースでは、暴行あるいは強姦に伴う身体的あるいは、精神的傷害が大きく、入院を必要とした程であった。

11 睡眠が極端に短い、自由時間がなく賃金がもらえない、友人や家族との接触が認められない、このような労働条件もまた、先の宣言内容では暴力にあたる。

12 人身売買は女性移住労働者では以下の場合を考えられるので特別なケースと云える。すなわち、売春以外の仕事の種類を期待して移住し、移住の中途で、あるいは受け入れ国に着いた後で売春を強要された場合である。上に述べたように、人身売買は定義では女性に対する暴力である。これについては国際的な組織の初期にまで遡って、一連の国際規準や基準の対象となっているし、多くの国家では非合法である。人身売買にはそれ自体の国際的な規準や基準があるので、本書では取り上げない。それでも、移住労働者の状況と人身売買の間のつながりについては吟味を要する。

B 女性移住労働者

13 人々が移住する条件はさまざまである。歴史的に見て、大部分はある国から別の国へとより大きな機会を求めて移住する。自分の国へ戻るつもりはない。これらの人々に後

で家族の成員が加わることがよくあるが、彼らも国へ戻る意志はない。他に政治的理由から移住する人もいる。彼らには少なくとも帰国の意志は暗黙のうちにあるが、経済的動機はない。

14 専門家グループ会議にとって関心のある移住者のカテゴリーは、雇用を求めてもうひとつ別の国へ移住するが、祖国へ戻る意志がはっきりしている移住者が中心である。よく見られることだが、このような一時移住者は受け入れ国に滞在することが当初の意図であり、その国への入国根拠が出身国へ戻ることになっている。

15 一時か永住かの違いは大きい。永住移住者、すなわち永久の条件で国に受け入れられた人々は大抵、市民に与えられるのと同じ法的保護を受けるからだ。一時移住者にとって、法的保護は違いがあるし、少なくとも個人に対する責任は送出国および受け入れ国双方にある。

16 このような合法的な（あるいは人口および開発国際会議の行動計画に関して云えば資格）移住者は、経済的な理由からの移住の氷山の一角だと云えよう。氷山の残りの部分は大抵、不法（あるいは資格外）移住者で、ビザなしあるいは、就労できないビザで出国したけれども、それでも労働市場に入った人たちである。事務総長の以前の報告で明らかにされた来たように、これらは受け入れ国によって法の対象にも、統計の対象にもなっていない。多くは一時移住者と同じカテゴリーに当然入れられる。

17 不法移住者の数について正確な統計はない。出国の方法からおのずと見積りが不正確になりがちだからだ。しかし、恩赦の結果としてその身分が規制される移住者のデータでは、数はかなり多そうである。例えば、アメリカで行われた恩赦の中には、800万前後の資格外労働者の身分を合法化したのもある。

18 不法（あるいは資格外）移住者として国内保護法は適用されない。しかし、不法であっても、これらの移住者は受け入れ国でその人権を喪失するものではない、これがコンセンサスとなっている。人口と開発国際会議行動計画の原則のひとつ（段落10.6(b))に明記されているように、資格外移住者の数を実質的に減らしつつ、国際的保護を必要とする人々にそれが受けられるよう保証すること、さらに資格外移住者の搾取を防止し、かつその基本的人権が守られるよう保証することがコンセンサスの内容である。

C 受け入れ国および送出国

受け入れ国、送出国の公式のリストはない。国の中には移住労働者を受け入れ、かつ送

り出しているところもある。

国連総会第49会期に事務総長が提出した報告書によると、フィリピンおよびタイは送出国となっている。また、女性出稼ぎ労働者がかなりの数でインドネシア、マレーシア、フィリピン、スリランカおよびタイから送り出されていることも指摘されている。他に女性移住労働者の送出国と見られる国の中には、ボリビア、コロンビア、パラグアイが含まれている。

21 さらに送出国の中にも違いがある。仕事を求めて移住するのが国の政策の問題であり、それだけに政府が少なくとも一部責任を負って移民の流れを規制あるいは監視している国もある。こう云った国では政府が女性移住労働者を受け入れ国で彼女らに納得できる労働条件となるよう、また募集の仕方を規制、監視するよう、さらに少なくとも最低水準の領事業務を提供できるよう積極的に動いている。例えば、フィリピンやスリランカはいずれも事務所を設けて移住労働者の支援を行い、その上、移住の問題を根本から取り上げる努力をして来ている。

22 その他の送出国では移住者にそれより受け身的な態度を取り、移民や帰国に関して明確な方針がなさそうである。

23 事務総長の報告ではモーリシャス、イギリスおよび北アイルランドが受け入れ国として情報を提供した。挙げられた受け入れ国にはクウェートおよびサウジアラビアが含まれていた。ILOの報告による研究では、その他アジアでは日本、シンガポール、マレーシア、ブルネイが受け入れ国となっている。またいろいろな研究の中で女性移住労働者の受け入れ国として指摘された国にはアルゼンチン、オーストラリア、カナダ、イタリア、スペイン、アメリカおよびベネズエラが含まれている。

24 多くの受け入れ国は労働者の移住を選択的に行う政策を取り、そのために特別ビザを発行している。これが家事労働の供給が必要に追いつかない地域において労働者を確保する手段となることが多い。受け入れ国は移住労働者に適用される規則がどのくらいあるのか、あるいは移住労働者があらゆる点で市民と同じ基盤で、法によりどの程度保護されるのか、これらの点で違いがある。また、認められている移住労働者の数が、考えられる需要見通しやその他人間資源計画に即応するかどうかの点でも違いがある。

3 女性の海外移住への参加

40 ここ数年間に海外移住は著しく増加している。人口開発国際会議が採択した行動計画

では世界の海外移住者の数は難民を含めて1,250万以上と見積もられる、としている。そのうちの半分は開発途上国である。最近、先進世界における主な受け入れ国では年間の正味移住労働者受入数が約1,400万人とされている。その3分の2は開発途上国から来ている（段落10.1）。移住全体に性のバランスが見られる。この場合、移住には永住型と一時出稼ぎ型双方が含まれる。

41 出稼ぎ型移住労働者に関する世界統計は入手できない。しかし、今までの研究では、移住労働者の数だけでなく、その中に占める女性移住労働者の比率が高くなっていることが示唆されている。国際労働事務局リン・リーン・リムおよびオオイシ・ナナ作成のILOの報告書「アジア女性の海外移住労働：その目立った特徴と政策問題：1996年2月刊」では多くのソースの利用しながら、次のように述べている。

「1976年には女性は海外で働くために出国したと云われる14万6,400人の労働者の15%を占めていた。³ ところが1987年になると、海外での出稼ぎに出国したアジア人労働者およそ100万人のうち27%前後を占めるに至った。1990年代にはさらに女性移住労働者の割合が高くなった。主な送出国はフィリピン、インドネシア、スリランカおよびタイで、主な受け入れ国はサウジアラビア、クウェートを中心とするペルシャ湾岸協力協議参加国と香港、日本、台湾、シンガポール、マレーシア、およびブルネイである。フィリピンの女性移住者はアジアの目的地向けでは12対1で男性移住者を抜いたが、中東での契約仕事に出かけるフィリピン人ではその5分の1以下となっている。全体として、フィリピンを出国したと記録されている海外契約労働者の約60%は女性が占めている（フィリピン国立統計局1994年海外労働者調査）。インドネシアの女性移住労働者数は公式に記録された流出数によると、2対1の割合で男性移住労働者を上回っている。インドネシアの海外で働く男女労働者の割合は、女性を100とすると、1983・84年では141であったのが、1993年・94年では36に落ちている。⁴ 1994年にスリランカでの空港調査によると、移住労働者の84%が女性で、その大多数が家事労働者であった。1990年に海外での雇用のためにタイを出たと記録されているタイ労働者の約4分の1しか女性が占めていなかったにも拘わらず（ヒランブルック1992 付録1・3）、不正な手段を使った女性の移住がかなりになり、タイ女性の移住者数は男性のそれより急速に増えている。

42 比較的多数の女性移住労働者がアルゼンチンおよびベネズエラでは家事労働のカテゴリーに示されている。⁵

43 より良い就労の機会を求めて海外に移住するのはいつも見られた現象であるが、ここ20年来急速に増加している。とくに先進国に出稼ぎする途上国からの女性が急速に増加している。国際水準ではほとんどこのような現象を研究したものは今までない。しかし先進工業国で労働力不足と結びついた、永住型移住者受け入れが明らかに減少しているので、将来、出稼ぎ型移住者に依存する率が高くなると予想される。

44 同様に、女性が成長産業、とくに輸出産業で最も求められる労働者であると云う傾向は明らかなので、これは現在のようにやむなく家事労働に従事するよりも、これらの分野で働く女性労働者の数の増加に反映されるだろう。

45 現在の状況を見つめ、併せて将来の傾向を見通すなら、中心的なテーマは女性がその居住地、祖国からの出国方法、あるいは従事している仕事の内容に拘わらず、公平な扱いおよび法的な保護を受ける権利がある、どこれにならざるを得ない。関心の焦点は個々の女性労働者、その権利、状況だけでなく、どんなシステムで彼女らが移住し、どんなシステムで、彼女らが虐待されかねないのか、それについても向けられなければならない。これはリクルーター、（人身）売買業者、雇用主、出入国や法的システム、法律実施機関、社会・経済的支援メカニズムの全体的なネットワークがどのように機能して、女性を搾取の犠牲にし、女性移住者に対する暴力を生み、それを許容することにつながっているのか、それを調査することを意味している。

46 中心的な問題は女性がどうして移住するか、ということである。一般に認められてきているのは、男も女もその経済的身分をよくしようとして移住するということである。過去、女性は大体、夫を伴い、受け入れ国で仕事を見つけていたが、だんだんと家族を残してひとりで移住する女性が増えている。多くの場合、先進国にいる女性移住労働者は故国に残してきた家族を扶養する主な収入源になりうるし、概して、開発途上国では女性移住労働者からの送金が大きな収入源ともなっている。

47 これらの送金のもつ重要性は、最近まで開発途上国が雇用を求める女性の移住を妨害せず、中には専門の政府機関を設立してそれを積極的に奨励したケースが見られことや、他の開発途上国では開発計画に就労のために女性を海外に送り出す目標を取り込んだ国もあることにも表れている。リンおよびオオニシの作成したILOの報告書に記載の通りである。⁸

48 送出国における雇用規制の問題は、ごく少数の女性しか受け入れ国あるいは送出国にある公的な政府募集機関を通して他の国に就労の機会が見つがらない、という点でとり

わけ重要である。他国で働く女性および少女の募集はさまざまな方法で行われるが、最も多いのはすでに海外で働いている女性の友人や、家族の成員を通した個人的な手配である。他の女性は社会的なサービス機関の掲示板を見て仕事を探す場合もある。多くの女性は非合法な、それゆえ監視を受けていない地域の代理人あるいは、雇用と移住の手配を行う国際的なネットワークを通して勧誘されている。これらは往々にして、ありそうもない高賃金や魅力的な労働条件で女性や少女をそそのかして移住させ、目の飛び出るような手数料を要求する悪徳（人身売買）業者である。高額の手数料を払うために、女性は親戚や友人からあるいは民間の金貸しから法外な利率で金を借りることになる。

49 移住者が一旦、受け入れ国に到着してからの保護の問題はリクルートの条件と関連している。中には契約書を与えられる女性もいるけれども、伝え聞く情報では雇用主が契約条件を守らないことが多いというのが圧倒的である。リクルータから合法的な仕事を与えられている女性が、新しい国に着いて気がついたら売春婦として働くことになっていた、という女性のさまざまなケースが報告されている。他のケースでは女性が雇用主のままに、期間も決めずにただで働き、移住の費用を雇用主に「返す」よう云われることもある。

50 受け入れ国における対処の問題も出入国政策の透明さと関係している。その政策が多くの移住者の法的身分の変更の問題だけでなく、彼らの権利行使を妨げているからである。変わった取締規則、移民割当数、および金銭上や言葉の上の障害のために合法的な移民が進まず、雇い主が低賃金で資格外労働者を雇うことに拍車がかかるもあり得る。国外退去に対する恐怖心が暴力やその他の虐待を通報するのをうまく抑えつけるだけでなく、労働者の不満を警察が無視したり、さらには警察が身体的、性的虐待を与え、雇い主の虐待を逃れたい労働者を無理に帰すことがそれでも不満を訴えた人から報告されている。それだけでなく、雇い主は労働者のパスポートやその他の文書を保管して、見知らぬ国での虐待から逃れるのを極めて問題の多いものにしてしまう。

51 女性移住労働者が途上国の輸出加工地帯を特色とする工業分野で仕事に就き始めているが、大方は依然として家事労働に雇われている。とくに傷つけられやすいタイプの仕事である。

52 ズロートニクが注記しているように、

「国際水準では、家事労働が女性に労働者として合法的に豊かな国へ移住する数少ない機会の一つとなっている。確かに一般に非熟練移住労働者の入国を受け入れない国で

も、家事労働者の入国は認めている。家事労働者が女性でなくてはならない、と規定しているのも往々見られる。合法的に入国すれば働く見込みの人に公平な取扱い（最低賃金および医療の利用が義務づけられている）が与えられるだけでなく、特定の雇い主ではないまでも、ある特定の仕事にその労働者は就くことができる。それもあって、外国籍の家事労働者の取扱いに関する政府の取り締まり規則は、これらの労働者を依存的かつ、低い地位身分に保つ原因となっている。

「特別な規則を設けて外国籍家事労働者の入国を認める国の例として、西アジアの産油国、香港、シンガポール、カナダ、イギリスおよびアメリカが挙げられる。また、家事労働者を入国させるのに必要な規定のない、あるいは入国規定を厳しく適用する国で家事労働者への需要が高まっているので、すすんで家事労働に就こうとする女性の資格外移住がかなり増える結果となっている。こうして、アルゼンチン、イタリア、スペイン、あるいはベネズエラのような国では外国籍家事労働者が観光ビザで入国後、非合法で働いているのが一般的である。このような国では合法化を進める動きのおかげで外国籍家事労働者の身分の法的に認められるようになったとは云え、多くの家事労働者は依然、資格外のままである。このため、実際にどの程度海外の女性移住者が家事労働に従事しているか、掘むのはむずかしい」。

53 家事労働についている女性は孤立していること、社会的地位が低いことから、あらゆる暴力や虐待にとりわけ傷めつけられことが多い。伝統的な態度では一般に家事労働に低い価値、とくに女性の家事労働者を価値の低いものと見ることがよくある。それだけでなく、合法であろうとなかろうと、外国籍家事労働者は概して、同じ仕事についているその国人より給料が安く、法律上でなくても、事実上最低賃金とかその他の労働法の保証がない。多くの家事労働者は住み込みで働くくてはならないし、部屋や食事は給料の一部として大抵、計算される。大体、働く時間が長く、その時間が不規則なことも多い。また医療サービスや休暇などの標準的な手当もなく、自由な時間もほとんどないか、あるいは全くない。自分の権利についての情報に接することもできない。多くの場合、食事の内容は貧しく、住居も粗末で、外部との接触を断たれ、殴打されたり、性的虐待を受けることもある。

54 女性移住労働者に対する暴力の発生件数について正確な統計はないが、虐待がさまざまな形で広がっているという報告はかなりある。とくに経済的搾取や身体的、性的虐待が多い。多くの国には女性移住労働者に対する暴力について特別に統計をとるシステム

はない。しかし、海外雇用局のような機関が身体的あるいは・および性的に虐待された女性家事労働者からの訴えがかなりな高率になっていることを証拠だてている。「世界の女性1995：傾向および統計」の中で対女性暴力を扱った項では、今まで分かったデータの要約を載せている。一般に世界のどの国でも女性になされる虐待－程度は様々だが－を背景に、女性移住労働者に対する身体的・性的虐待が起こることについて世界的に正確な情報を集めるには注意が必要であることは云うまでもない。女性移住労働者、とくに資格外家事労働者は身体的・性的虐待に最も傷めつけられる範疇に入るが、彼女らに対する暴力は正確に数量化できないし、特徴づけることも不可能である。彼女たちの条件を改善する方法は、女性の虐待を許容する世界的風土が一般にそれと認められない限り、可能ではない。

55 1996年の報告書の中で、女性に対する暴力の特別報告者は、とくに家事労働者の対する暴力の問題を分析して、以下のように述べている。

「77 女性家事労働者に対する暴力は次第に増えつつある問題で、最近になって始めて国際的な水準で注意を向けられている。これらの暴力を包んでいる沈黙は、ひとつには受け入れ国と送出国の双方が移住労働のもたらす経済的利益やその暴力に関する記録文書がないために、移住労働者に対する責任を取ろうとしないことに端を発している。さらに、女性移住労働者に対する暴力を取り上げることに障礙がある。故国を出ると彼女たちは市民としての権利を取り上げられることが少なくない。事前報告に詳述されているように、女性移住労働者は送出国と受け入れ国の双方で二重に不当な扱いをされ、よりひどい暴力に苦しめられている」。

「78 女性移住家事労働者に対する暴力の問題はアジアおよび中東地域ではとくに困難な問題となっている。¹⁰ スリランカ、インド、バングラデシュ、フィリピンおよびインドネシアのような国では失業や貧困にあえぐ人々が増えているので、女性が主として非熟練労働の分野で、中でも家事労働者として海外に仕事も求めるようになった。少なくとも、1千万以上のアジア人移住労働者の50%は女性である。¹¹ 例えば、何千というスリランカの女性が現在、中東諸国、ギリシャ、香港、日本、モーリシャスおよびシンガポールで働いている」。¹²

「79 自分の交際仲間や家族から孤立していること、性差別、人種差別および階級差別のような要素がさらに事態を悪化させ、自分の家とも職場ともなった雇い主の家の中で彼女ら家事労働者に対する暴力や雇用主による虐待を瀕漫させることになった」。

「80 例えば、クウェートでは1991年3月から1992年8月までに少なくとも2千名の女性家事労働者が暴力的状況を逃れ、大抵は大使館に庇護を求めた。あるNGOによると、クウェートではアジア女性家事労働者に対して強姦、暴行、虐待がかなり繰り返し行われ、しかもそれが罪にならないことが確認されている。¹³ このような暴力はアラブ首長国連邦、サウジアラビア、マレーシアおよびシンガポールを含むその他の国々でも記録されている」。

「81 移住労働者人口の多い国々では、女性家事労働者に不利に働く公然たる、隠然たる社会構造がさまざまに存在している。法律やその施行の仕組みがなかつたり、あるいは能率的でないために、女性家事労働者が傷めつけられる、また保護や権利を受けられない状況が生まれ、暴力がさらに進んでいる。女性が虐待的な家庭の状況を逃れて、正式に苦情を申し立てようとしたのを警察により停止され、暴力的な雇用主のもとに帰されたと云う事例が挙げられている。¹⁴ それだけではない。強姦や暴行に関する法律のような犯罪責任を問うメカニズムは確かに存在している。しかし信仰を有する女性に対する文化的な偏見や暴力の犠牲者自身を非難する傾向が往々にして、通報を調査、逮捕あるいは起訴へもっていこうとする意図をくじく結果となる」。

「82 リクルータあるいは雇用主が家事労働者のパスポートを取り上げ、国内の移動を制限し、出国を禁ずるのは通例である。この没収の事態をさらにひどくするのは、出国ビザ、またしばしばパスポートの原本を必要とする柔軟性のない手続きである。このような政策が法によって成文化されているか、非公式なメカニズムによって実施されているかに拘わらず、国際人権法に違反していることに変わりはない。この慣行がその国を出て自国へ戻る女性の権利を侵すだけでなく、彼女の生命や個人的安全の権利、強制的な奴隸状態や勝手な拘留から逃れる権利の侵害になりかねない、暴力的な雇い主の家庭環境を抜け出すのを駄目にしてしまう」。

「83 国の法律条文により家事労働者が保護の範囲からはっきりと閉め出されている場合が見られる。例えば、クウェートの民間労働法第38条では従業員数の働くことでの時間の制限、また時間外労働の手当の給付や週休、年休を要件とし、民間における国内外在住労働者の労働条件を規定している。しかし、家事労働者は法律の対象外とされ、これら保護の適用を受けない。働いているその家族以外の誰からも物理的、また言葉の面でも切り離されて女性移住労働者には、組織する、また集団で自己の権利を要求する機会がない」。

4 国際水準で問題を考える

- 25 女性移住労働者の問題のさまざまな局面に関して、しばらく前から国際的な行動計画が立てられている。時期的に最も早いのは売春のために国境を越えて行われる女性売買に関連するもので、1904年までには国際協定が締結された問題であった。現在の主要な協約である人身売買・売春による搾取抑止協約は1949年に採択された。人身売買の禁止は女性差別撤廃条約の第6条に含まれている。
- 26 合法的目的のために移住した女性労働者の問題は、1985年に採択されたナイロビ女性の地位向上のための将来戦略に取り上げられた。ただし、重点は仕事を求めて移住する問題ではなく、移住の事実に置かれ、移住労働者の権利の平等が強調された。女性移住労働者の処遇に関する国際規準は、1990年に採択されたすべての移住労働者およびその家族成員の権利の保護協約に記載されており、その中で男女移住労働者が扱われ、その条項では女性移住労働者に対する暴力の様相を取り上げていると見ることができる。
- 27 対女性暴力の問題が現在、国際的に議論されている状態は1993年から1995年にかけて国連総会で採択された一連の決議に見る通りである。また対女性暴力に関する特別報告者の事前および第一報告にも表れている。さらに多くの行動が北京宣言および行動綱領で説明されている。最後に、これらの論議が女性移住労働者に対する暴力に関する国連事務総長の作成した報告書を引き出し、まとめられて4組の勧告となり、将来の議論の出発点となっている。

A 国連総会政策勧告

- 28 国連総会は1992年以来、現在の問題に特別な関心を寄せている。内容に踏み込んで細かい考察を行ったのは1993年が最初で、同年12月20日の女性移住労働者に対する暴力に関する決議48/110の中で、総会はこの問題に関心を表明、主な段落で以下のことにつれめた。すなわち、
- ・各国、とくに送出国や受入れ国が協力して適切な措置を行い、女性移住労働者の権利を保証するよう要請した。
 - ・関係各国が適切な措置を行い、行政や司法担当者が女性移住労働者の権利が完全に保護するのを援助するのを保証するよう要請した。
 - ・送出国と受け入れ国の双方が女性移住労働者が人を食い物にするリクルートの仕方から、必要なら法的手段を利用して保護されるよう保証するのに力を貸すよう求めた。

- ・加盟各国にすべての移住労働者およびその家族成員の権利の保護に関する協約に調印および、その批准、あるいはその協約に加盟することを考慮するよう促した。
- ・労働組合が女性移住労働者の組織化し、もっと強くその権利の主張ができるよう援助し、その権利の実現を支援するよう要請した。
- ・対女性暴力に関心をもつ非政府系組織が適宜、女性移住労働者の置かれている状況を討議や所見の対象とし、関連の情報を国連機関あるいは政府に提供するよう、また送出国および受け入れ国と協力して人権、とくに移住労働者的人権に関するセミナーや研修計画を実施するよう要請した。
- ・加盟各国が関連非政府組織の支援を受けながら適切な措置を採り入れ、とりわけひどい雇用主および・あるいはリクルータによる権利の侵害と結果として、精神的に傷ついた女性移住労働者への支援サービスの提供を促した。また、その肉体的、心理的リハビリテーションのための資源を提供するよう強く求めた。

29 1994年12月7日の決議49/195において総会は前年採択された主な勧告を繰り返しただけでなく、さらに以下に触れた。

- ・関係各国、とりわけ女性移住労働者の送出国および受け入れ国が彼女らの権利の促進、保護、健康、社会サービスを確保における問題領域の確認のために定期的に相談事業を行い、これらの問題に取り組むために特別な手段を採用し、必要に応じて適當なメカニズムを設けてこれらの手段を実施するよう要請した。また、女性移住労働者と彼女らの暮らす社会のその他の人々との間により大きな調和および寛容を醸成する条件を作るように求めた。さらに、
- ・対女性暴力特別報告者に、その受任内容に関連した緊急問題に、引き続き女性移住労働者に対してなされる暴力を含めるよう要請した。

30 第50会期で総会は再度、女性移住労働者に対する暴力の問題を取り上げた。総会では決議50/166が採択され、1993年、1994年に出された重要な勧告について再確認するとともに、以下のことを行った。

- ・国連加盟国が対女性暴力撤廃宣言の効果的な実施のために手段を講ずるよう、またその手段を女性移住労働者に適用するよう要請した。併せて最近の世界会議から生まれた関連措置も講ずるよう要請した。
- ・加盟各国がそれぞれの国内立法で刑事、民事、労働、行政処罰の実施および・あるいは強化し、家庭、職場、共同体あるいは社会であろうと、女性や少女を傷つける暴力

行為を処罰や矯正をするよう要請した。

- ・加盟各国が立法処置を採り入れおよび・あるいはその法律を履行し、定期的にその見直しや分析を行い、対女性暴力の撤廃の効果を保証すること、暴力の防止や犯罪者の告発に力を入れること、また措置を講じて暴力を受ける女性の保護を確実にし、彼女らが補償、賠償および犠牲者の救済だけでなく、加害者の社会復帰のために公正かつ効果的な法的救済策を利用できるように要請した。さらに、
- ・国連人権高等弁務官、事務局人権センター、特別報告者、国連組織のすべての関連機関や計画が対女性暴力の問題を取り上げる際、女性移住労働者になされた暴力に特別に注意し、それに関する報告書を国連総会に提出するよう要請した。

B 対女性暴力に関する特別報告者の報告

- 31 対女性暴力特別報告者はこの問題を調査し、その最初の事前報告（E/CN.4/1995/42）の中で観察内容や勧告を提出した。女性に対する暴力のあらゆる側面に触れつつ、彼女の報告には女性移住労働者に対する暴力を扱った項目がある。彼女が入手した文献の検討に大方、基づいている。¹⁶
- 32 多くの女性移住労働者が受入れ国で他の人がしたがらない仕事に就く動機が貧困および経済的生活の向上にあることが挙げられている。非熟練労働者、とくに家事労働者は他の女性以上の、さらに彼女らとは異なるたぐいの暴力を受けている。孤立していること、外国語のむづかしさ、さらには一般には非合法な身分のため、余計暴力に傷めつけられることになる。暴力の形態は非人間的な労働条件、例えば長時間労働、休日なし、賃金未払いに始まって、飢え、殴打、強姦とさまざまである。報告される事例が極端に少ないと、報告のあった事例の調査がなされないこと、警察により虐待が続くことなどから、暴力に関する正確な情報の入手をきわめてむづかしいものになっている。
- 33 特別報告者は各国でさまざまな手段を講じてこの問題を取り上げていることに触れている。送出国では移住を抑制しようとしたがうまくいっていない。受け入れ国は全体として、低賃金、望ましくない仕事などの労働条件を規制することにはほとんど関心を示さず、移住者を合法的にすることに積極的ではなかった。送出国の中には移住の抑制、潜在的移住希望者の教育、リクルート機関の規制のために雇用を創出し、住宅の改善をはかったところも見られた。これらの努力は期待できそうだと見られている。
- 34 さらに特別報告者は国際的な法律文書が多くの勧告につながったことに触れている。

その中には送出国が市民にその権利を周知させる、また受け入れ国が国内に住むすべての人の人権擁護を保証する義務が含まれている。その他の特別な措置にはリクルート機関の取り締まり、女性移住者への法的、社会的、教育的アウトリーチサービスの展開、女性警官の研修、男性警官からの保護、大使館職員の研修、国際的なガイドラインに適合する、全労働者向けの国内労働法の施行、既存の法律のよりましな運用、労働組合の関与、関連の国連決議の履行と報告義務などが挙げられる。

35 報告書のこの項の終わりで、特別報告者は次のように述べている。

経済的利害から移住するのはやむにやまれぬところがある。移住を止めることはできない。禁止すべきでもない。移住を統制しようとするよりはむしろ、女性移住者に最大限の保護を与えることに努力すべきである。このような女性移住者が正式に認知され、同じよう国家による保護に値する人間として扱われる効果的な法的仕組みがこれらの傷つけられやすい集団に対する虐待を効果的に抑える出発点とならなければならない。

36 対女性暴力特別報告者の第2報告書は国連人権委員会の1996年会期に提出された（E/CN.4/1996/53）。その中に家事労働に従事する女性に対する暴力に関する項があり、以下を含む多くの勧告を行っている。

「(w) 各国は移住労働者の権利に関するILO条約を批准し、それに従うことで女性移住労働者に対する暴力を減らすべきである。さらに各国は契約を事前に検討する権利、最低賃金、定期的な賃金払い、労働の最高時間、有給休暇、および社会保障・福祉手当てを少なくともその国人々と同じ水準で享受できることも含めて、移住労働者の権利が損なわれることのないよう、明快なスタンスを取るべきである」。

C 北京宣言・行動綱領1995

37 北京宣言や行動綱領は女性労働者に対する暴力に関して多くの勧告を行った。対女性暴力に関する戦略的な目的および行動を扱う章では、行動綱領は政府に以下のことを求めた。

- ・女性および少女の移住者が利用できる語学および文化的サービスの確保。女性移住労働者を含む。彼女たちはジェンダーに基づく暴力の犠牲者となっている。
- ・女性移住者が暴力およびその他の虐待の犠牲になりやすいうことの認識。女性移住労働者を含む。彼女らの法的身分は受け入れ国ではその状況に乘じかねない雇用主に左右される。

・特別措置を講じて対女性暴力の撤廃。とくに傷つきやすい状況におかれた女性、例えば若い女性、難民、内外の流民、身体に障害を抱える女性、女性移住労働者など。既存の法律を施行し、適宜、送出国ならびに受け入れ国の双方で女性移住労働者のための新しい立法を開発することを含む。

- 38 女性の人権を扱った章では、行動綱領は以下のことを各国政府に要請している。
- ・適切な措置を講じて難民・流民、女性移住者、女性移住労働者にその人権や利用できる相談機関について周知させること。

D 女性移住労働者に対する暴力に関する事務総長報告

39 前述のように、国連総会、第4回女性に関する世界会議での議論や対女性暴力に関する特別報告者の報告書が国連事務総長の作成した報告書に引き継がれている。これらの報告書のうちもっとも総括的な報告書が1994年の国連総会に提出された。その報告書では以下の結論となっている（A/49/354）。

「73 現在までの情報では、女性労働者の移住は増えつつあり、それが継続される状況にある。彼女らは受け入れ国の女性と同じ暴力的な状況に置かれることになるだろう。この状況は彼女らが就く職種や移住者としてのその身分のために引き起こされる困難さのためにさらに厳しいものになるだろう」。

「74 女性差別撤廃条約を含めて直接、対女性移住労働者暴力の問題に関連する多くの国際条約の中に、国際的な保護の枠組みが見られる」。

「75 女性移住者の問題がしばらく前から問題になっていることを想起するのは無駄ではない。女性移住者は女性の地位向上のためのナイロビ将来戦略では特別な関心領域に含まれており、女性移住者の問題は1991年の平等に関する優先テーマとして女性の身分委員会で考察されている。その時の委員会会期に宛てられた事務総長の報告では以下の結論となっている。」

「受け入れ国政府があらゆる移住者、とくに女性移住者に対して彼らが知る言語での法的権利や義務について周知させるのでなければならない。この情報には女性移住者への法的助言、とくに法的身分をどのようにして取得および維持できるのか、結婚や離婚、家庭暴力、労働法、性差別に対する立法、家族計画を含む福祉やその他の社会的権利に関する法的助言を含むものでなければならない。相談サービスも提供されるべきである。女性移住者の、また女性移住者のための団体を使用して、移住者の間に情報を広

め、相談その他の社会的、法的サービスを提供し、問題を見定め、立法者と意思疎通を図るべきである。女性移住者は男性移住者と同じ権利を享受できるのでなければならぬ。各国政府は定期的に履行を含めて移住政策や立法の見直しを行い、必要に応じてそれらを改正しなければならない。それにより女性に対する差別的な慣行を防止しなければならない」。

「76 その報告書に部分的に依拠して、女性の地位委員会では女性移住労働者に関する決議35／6を採択した。この決議は何よりもまず、各国がすべての女性移住労働者の権利の保護に関する国際条約に調印および批准するよう要請し、かつ移住労働者の援助機関の設立を促し、国連組織の各機関が移住労働者に対する情報伝播の援助にあたるよう要請している」。

「77 女性の地位委員会への口頭報告や都市女性に関する事務総長報告に含まれていた女性移住者についての情報に基づき、委員会では女性移住労働者に対する暴力に関する決議38/7を採択した。この中で委員会は加盟各国が女性移住労働者への適用を含めて、措置を講じて対女性暴力撤廃宣言を実行するよう要請した。また女性移住労働者のための送出国・受け入れ国間の協議により問題領域や、それらに取り組む方法を明らかにすることも要請した。さらにこれら諸国が関連の国際条約により予想される保護策を保証するよう求めた」。

「78 すでに提案されている、また現に実施されているこれらの措置から多くの結論が引き出すことができる。すなわち、

- ・送出国における移住の原因に目を向けることは重要である。また移住し帰国を望む人を不埒なリクルータから保護し、受け入れ国における権利、責任および考えられる状況について移住者にオリエンテーションを行うことも重要である。
- ・移住者の状況について送出国および受け入れ国の間で話し合いの行われることが望ましいことは明らかである。
- ・受け入れ国は法の前で合法的な移住者を平等に取り扱い、その権利について、さまざまな機関や適当な支援計画の利用について必要な情報を彼らに提供すべきである。
- ・資格外労働者あるいは資格外移住労働者の状況を検討して、その身分の解消や暴力に傷つくのを減らすのに役立つ手立てを決めるための努力がされなければならない。
- ・女性移住労働者のネットワークを奨励し、支援しなければならない。

「79 どの程度、女性移住労働者に対する暴力現象が見られるのか、分かっていない。

この問題をきちんと監視するためには、統計を取り、指標を集めなければならない。最初の手続きとして、送出国と受け入れ国の双方で性別による移住者統計をとらなければならない。これにより海外への移住の増加やその流れを数字の上で掴むことができるだろう。統計では移住者がついている仕事を示すのでなければならない。定期的な検討により仕事を取り巻く状況の変化を明らかにしなければならない。

「80 女性移住労働者に対する暴力を監視するためには、まず対女性暴力撤廃宣言を要請されているように、女性一般に対する暴力を監視することが必要である。この宣言を採択することで、考慮の対象たる行動のカテゴリーが分かる。女性移住労働者がとくに傷つけられやすいことを考えて彼女らに対する暴力の発生率は、ひとつのカテゴリーとして国内の指標の中に入れるべきである」。

5 指標開発へのアプローチ

56 今まで述べて来たように、対女性移住労働者暴力の問題の重要性については、今になって始めて明らかになりつつある。この問題に取り組む方針には問題についての事実を集める必要がある。国連総会の決議50/166で述べたように、このような文脈の中で指標の問題が計画された。すなわち、女性移住労働者の状況を見極める基礎として具体的な指標の開発である。

57 必要な指標は2つのタイプである。女性移住労働者を識別、特徴づけるものと女性に対する暴力を扱う指標である。それぞれの指標には取り組むべき方法の上で困難な点がある。

58 他の文脈で触れたように、移住に関する統計は全般的でなく、偏っていることがよくある。「世界の女性1995：傾向と統計」は“当該国外で生まれた人口数のデータが分かる国民人口調査が女性移住者の度合いについてもっとも広範な情報源である”としている。¹⁸ しかしながらこれらのデータはどれだけの女性が移住労働者であるかは示していない。既存のデータは主として受け入れ国におけるビザあるいは労働許可証か、送出国における出口調査がソースとなっている。このようなデータには観光ビザで入国してから就労しているような人々は含まれていない。

59 受け入れ国政府が入国記録あるいは労働省の記録から移住労働者に関する一貫したデータを性別に分類してまとめ、できるなら雇用タイプに関する情報を含めるよう努力を払うのは有益のように思われる。同様に、家政調査は計画立案の情報源として重要性が

増してきているが、この調査に家事労働に従事する移住労働者に関する情報を含んでいることがある。

60 対女性暴力の指標はさらに問題である。データは入手できるとしてもごくわずかで、刑事罰に処せられる暴力の様相（暴行、殴打）を取り上げる傾向が強く、上記の「非身体的虐待」といわれるものは取り上げない。身体的暴力に関するデータさえもまったく過小評価されていると考えられる。対女性暴力の項で「世界の女性1995：傾向と統計」¹⁹は対女性暴力に関する情報の収集手段を多数、提案している。具体的には、

- ・婦女暴行、強姦に関する質問を人口に基づく調査、例えば人口動態・健康調査や犯罪率などに加える。
- ・対女性暴力の重大さを見極める専門調査を折りを見て実施する。
- ・行政あるいは臨床記録に基づく報告体制

61 さらに溯って報告することにより、先の質問についての情報源には以下を含めることも考えられる。

- ・出身国に戻る移住者に対する方法的インタビュー
- ・N G Oからの権利侵害に関する情報の体系的収集

62 対女性暴力情報のこのような入手方法を女性移住労働者に適用すると最低限、女性移住労働者人口から抽出できる副標本を作成する、あるいは女性移住労働者に対するカテゴリーを行政あるいは臨床記録報告体制に含めることを保証することにもなるだろう。西アジア経済社会委員会統計部門が現在、E S C W A諸国を援助して各国のジェンダーデータベースの開発を計画している。これはデータの利用者および作成者双方に関わる指標の開発に基づいている。

6 調整および各国の反応の報告

63 国際水準では、国連組織の多くの機関、機構だけでなく政府間機構が女性移住労働者に対する暴力の問題を審議させている。暴力を人権侵害とする観点から、女性の地位委員会は人権委員会、マイノリティー差別禁止・保護に関する同委員会の小委員会、対女性暴力特別報告者ともども、関心を持っている。作業の基礎には北京宣言・行動綱領、ウィーン宣言、世界人権会議行動計画、対女性暴力撤廃宣言やその他その監視責任が国連にある人身売買に関するさまざまな条約の実施が含まれている。

64 特別報告者だけが女性移住労働者に対する暴力を扱うよう特別に委任を受けているが、

これらの問題に対する関心は、女性移住労働者の送出国あるいは受け入れ国のいずれかである特定の国を考慮する際には、人権機構のいずれもが取り上げてよいものである。さらにさまざまな通信手順（人権委員会の 1503 手順、国際市民的・政治的権利の第一オプション議定書の通信手順、または女性の地位に関する委員会の通信手順）を使用して情報を流すことができる。

- 65 移住労働者に対するさらに広範な差別に関しては、人権センターが全移住労働者・家族成員の権利保護国際条約の施行を期待して関心を持っている。いったんこの条約が効力を発すれば、その監視機構が女性移住労働者に対する暴力に関する情報の入手・分析の中心となりうる。これは条約の用語によって明白に対象とされるだろう。
- 66 さらに、国際労働機構は移住労働者に関するふたつの条約の実施を監視し、進行中の研究計画に反映されている問題に関心を持っている。
- 67 移住のさらに大きな問題については、国連人口基金や国連事務局（人口部）がとくに国際人口開発会議の追跡調査の文脈で関心を持っている。カイロ宣言・行動計画の実施を監視する一部として、人口・開発委員会は女性移住労働者について依然関心を寄せている。国際移住機構もその任務との関係上、関心を持っている。
- 68 女性移住労働者に対する暴力と取り組む責任は明らかに受け入れ国にある。送出国は受け入れ国との 2 国間の協定を協議することで受け入れ国を手伝えるし、自国民が戻るのを援助できる。
- 69 このような点で国際的な役割は、情報を利用して、問題に取り組む努力の監視するそれと必然的にならざるを得ない。現在、問題は定義されているのだから、単一の国際機関あるいは組織がこの監視役の主要責任を主張することはできない。移住労働者条約が効力を有し、主な受け入れ国や送出国がそれに関係しているとしたら、この条約を受けて設立された監視機構が明らかに主要な役割を担うことになるだろう。しかし、条約の発効がすぐに起こるそうな兆候は見られない。批准あるいは加盟の動きは本当に遅々たるものだからである。
- 70 移住労働者条約の発効がペングティング状態なので、最適な調整および報告方法は現在使われている方法のようである。女性移住労働者の問題を国際計画、プランおよび行動綱領の履行に関するより報告に含めるのである。これらの計画、綱領には世界人口・開発会議や第 4 回女性に関する世界会議で採択されたものも入る。1998 年には世界人口・開発会議の大掛かりな見直しが行われる予定で、対女性暴力に重要な関心領域はその 1998

年第42会期で女性の地位委員会が再検討の運びとなっている。これらの催しのおかげで国連が上記の源から情報を収集し、提示で機会であり、必要に応じて問題に取り組むための政策手続き追加になろう。

7 女性移住労働者に対する暴力への新たなアプローチ

- 71 多くの国で女性移住労働者に対する暴力の問題は特別な重要性を帯びてきている一方で、まったく問題になっていない国もある。すでに国際水準で採択された勧告は主として、この問題を認識しそれに対処することを決めている国で取り上げられている。けれども問題の焦点が限られており、合法的な移住者中心で多数の不法移住者が見過ごされている。
- 72 国連総会がすでに採択した勧告は今後、国内水準で具体的行動に移される場合には、大体においてさらに練り直すことが必要である。それでも関連領域がすべて政策勧告の対象となっているか検証することが大切である。
- 73 この点問題の範囲、程度に関して信頼できる情報がないので、国際的な方針決定を困難にしている。上記のように、現存の情報の多くはNGOによって開発、とくに女性移住労働者自身により開発されたものである。新しいアプローチはこれらの組織を奨励して女性移住労働者の状況に関する情報収集および報告が続けるようにし、ネットワークによりこの情報が関係組織や国際水準にまで流れるように保証することである。
- 74 これらの組織はまた、管轄の国連人権機構、とくに人権条約機構および特別報告者に虐待の証拠を今までのように連絡することができる。
- 75 政府レベルでは全移住労働者およびその家族の人権保護国際条約の批准、あるいは加盟がなぜ進まないのかその理由を明らかにすることができるだろう。さらに北京宣言・行動綱領の実施の一部として各国政府はその条約の原則を国内法にできるだけ取り入れよう配慮することができるだろう。
- 76 現在、暴力にさらされている女性移住労働者にとって、その支援のために短期的措置とあいまってより長期的な措置が必要である。これは政府と非政府系組織の共同責任と見ることができる。

NOTES

¹ One of the most thorough expositions of the subject is Noeleen Heyzer, Geertje Lycklama à Nijeholt and Nedra Weerakoon (eds), *The Trade in Domestic Workers: Causes, Mechanisms and Consequences of International Migration*, Kuala Lumpur: Asian and Pacific Development Centre, 1994. The various chapters summarize a variety of anecdotal and micro-studies.

² *Preliminary report submitted by the Special Rapporteur on violence against women, its causes and consequences, Ms. Radhika Coomaraswamy, in accordance with Commission on Human Rights resolution 1994/45*, (E/CN.4/1995/42), p. 54.

³ M.I. Abella, "Sex selectivity of migration regulations governing international migration in Southern and South-eastern Asia," in United Nations, *International Migration Policies and the Status of Female Migrants*, Proceedings of the United Nations Expert Group Meeting on International Migration Policies and the Status of Female Migrants, San Miniato, Italy, 28-31 March 1990, ST/ESA/SER.R/126, p. 241.

⁴ L.L. Lim, "International labour migration in Asia: patterns, implications and policies," in United Nations Economic Commission for Europe and United Nations Population Fund, *International Migration: Regional Processes and Responses*, Economic Studies, No. 7, United Nations, 1994, p. 130.

⁵ G. Hugo, "Labour export from Indonesia: an overview" First draft of a paper prepared for the Special Issue of *Asean Economic Bulletin*, June 1995: Table 5.

⁶ Hanja Zlotnik, "Female Migration in Relation to Female Labour Force Participation: its implications for poverty alleviation," prepared for the International Union for the Scientific Study of Population Seminar on Women, Poverty and Demographic Change, Oaxaca, Mexico, 25-28 October 1994.

⁷ See United Nations, *Women in a Changing Global Economy: the 1994 World Survey on the Role of Women in Development*, United Nations publication: Sales no. E.95.IV.1, pp. 19-28.

⁸ Lin Lean Lim and Nana Oishi, *International Labour Migration of Asian Women: Distinctive Characteristics and Policy Concerns*, Geneva: ILO, February 1996.

⁹ Ibid., p. 5.

¹⁰ For media accounts of the issue see Chris Hedges, "Foreign women lured into bondage in Kuwait," *New York Times*, 3 January 1992; Jack Kelley, "Kuwaitis are treating us like animals". *USA Today*, 21 February 1992 and Shirkani, "Dream becomes nightmare for Kuwait's Asian maids", *The Reuters Library Report*, London, February 1992.

¹¹ Living and Working with Migrants in Asia: Report of the Conference on Migrant Labour Issues, Asian Migrant Centre (1995).

¹² Ruvani Ranasingha "In search of ... net-so-green pastures: perils of female migrant workers", in 4 Options 15 (May 1995).

¹³ Middle East Watch Women's Rights Project, *Punishing the Victim: Rape and Mistreatment of Asian Maids in Kuwait*, New York, August 1992.

¹⁴ Ibid., p. 32.

¹⁵ Ibid., p. 7.

¹⁶ Resolution 48/104.

¹⁷ In preparing the section of the report, the Special Rapporteur drew on the report of the Secretary-General submitted to the 49th session of the General Assembly for an estimate of the number of women migrant workers (A/49/354) which was itself based on a number of micro-studies prepared by individual scholars and by the International Labour Organisation. A second source of information on violence in the report was *Punishing the Victim*, a study prepared by Middle East Watch, August 1992, which was also noted in the Secretary-General's report.

¹⁸ *The World's Women 1995: Trends and Statistics*, United Nations publication (Sales No. E.95.XVII.2), p. 44.

¹⁹ Ibid.

(財) 女性のためのアジア平和国民基金

住所 〒107 東京都港区赤坂2丁目17番42号
電話 03-3583-9322
FAX 03-3583-9321